



2022年4月14日

各 位

会社名 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
代表者 代表取締役社長 門田 剛
(コード番号 7829:東証グロース)
問合せ先 取締役 永井 利博
(TEL 03-6400-5524)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年5月26日開催予定の第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

(1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備え、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年5月26日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年5月26日(予定)

以上

(別紙)

(下線は変更箇所であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| 第1条～第12条(条文省略) | 第1条～第12条(現行のとおり) |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、 事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示 すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにし たがい、インターネットを利用する方法で開示すること ができる。 | (削除) |
| (新設) | (電子提供措置等) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類 等の内容である情報について、電子提供措置をとるも のとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で 定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日 までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に 記載しないことができる。 |
| 第14条～第31条(条文省略) | 第14条～第31条(現行のとおり) |
| (選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株 主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その 議決権の過半数をもって行う。 | (選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株 主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その 議決権の過半数をもって行う。 ③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令 又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に 備えて、株主総会において補欠監査役を選任すること ができる。 ④ 前項の補欠監査役の選任に係る当該決議が効力を有す る期間は、決議後4年以内に終了する事業年度のうち、 最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとす る。 |
| (新設) | |
| (任 期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで とする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役 の任期の満了する時までとする。 | (任 期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までと する。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任され た監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する 時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠 監査役が監査役に就任した場合には、当該補欠監査役 としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最 終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えるこ とができないものとする。 |
| 第33条～第49条(条文省略) | 第33条～第49条(現行のとおり) |
| (新設) | (附則) 1 定款第13条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるも のとする。 2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総 会の日とする株主総会については、定款第13条(株主総会 参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。 3 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 |